

第5章	第6章
定住と交流を支える 生活基盤が整ったまち	みんなでつくる 自立したまち
<p>1. 土地利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ■適正な土地利用への誘導 <p>2. 住宅・宅地・定住</p> <ul style="list-style-type: none"> ■公営住宅の整備・適正管理の推進 ■宅地の供給 ■住宅取得等への支援 ■移住・定住の促進 <p>3. 道路</p> <ul style="list-style-type: none"> ■国道・道道の整備促進 ■町道の整備推進 ■除雪機械の確保・更新 ■除排雪体制の整備・充実 <p>4. 公共交通</p> <ul style="list-style-type: none"> ■公共交通の維持及び利便性の向上 <p>5. 情報化</p> <ul style="list-style-type: none"> ■情報通信基盤の整備支援 ■行政の情報化の推進 ■情報化専門人材の育成及び啓発 	<p>1. 男女共同参画</p> <ul style="list-style-type: none"> ■政策・方針決定の場への男女共同参画の促進 ■仕事と家庭の両立支援 ■暴力防止に向けた取組の推進 <p>2. コミュニティ</p> <ul style="list-style-type: none"> ■コミュニティ意識の高揚と人材の育成 ■コミュニティ活動への支援 ■コミュニティ施設の整備 <p>3. 町民参画・協働</p> <ul style="list-style-type: none"> ■地域づくりの担い手の育成 ■町民参画・協働の推進 ■広報・広聴活動の充実 ■情報の公開 <p>4. 行財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ■行財政改革の推進 ■健全な財政基盤の確保 ■効果的・効率的な財政運営の推進 ■ふるさと納税の有効活用 ■公共施設等の総合的な管理の推進 ■定住自立圏等広域連携の強化

第4次浦臼町総合振興計画後期基本計画【概要版】

令和2年11月

発行／浦臼町

〒061-0692 北海道樺戸郡浦臼町字ウラウスナイ 183 番地 15

TEL : 0125-68-2111

FAX : 0125-68-2285

<h2 style="text-align: center;">第3章</h2>	<h2 style="text-align: center;">第4章</h2>
<h3>明日を担う人を育む 教育・文化のまち</h3>	<h3>美しく安全・安心な 生活環境のまち</h3>
<p>1. 学校教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 学校施設・設備の充実 ■ 教育内容の充実 ■ コミュニティ・スクールの充実 ■ 特別支援教育の推進 ■ 通学の安全確保 ■ 保護者負担軽減対策の充実 ■ 教職員働き方改革の推進 <p>2. 社会教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 生涯学習プログラムの充実 ■ 図書活動の推進 ■ 地域団体・ボランティアの育成 ■ 青少年の健全育成 <p>3. 文化芸術・文化財</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 町民の自主活動の促進・人材の育成支援 ■ 魅力ある芸術にふれあう機会の拡充 ■ 文化財の保存・活用 <p>4. スポーツ</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ スポーツ施設の整備 ■ スポーツの普及促進 ■ スポーツ選手等の育成 ■ スポーツ団体・指導者の育成 <p>5. 地域間交流</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 地域間交流の推進 ■ 東京浦臼会との交流等の推進 ■ 農業体験受入体制の整備 	<p>1. 環境保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 地球温暖化対策の推進 ■ 再生可能エネルギーの導入 ■ 環境保全対策の実施 <p>2. ごみ・し尿処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ ごみの適正分別の促進と収集・処理体制の充実 ■ 3R運動の促進 ■ ごみの不法投棄の防止 ■ し尿収集・処理体制の充実 <p>3. 上・下水道</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 水道施設の整備 ■ 水質管理の充実 ■ 水源の確保 ■ 水道事業経営の安定化 ■ 公共下水道施設の整備・維持管理 ■ 公共下水道への接続の促進 ■ 合併処理浄化槽の設置・適正管理の促進 <p>4. 墓地・火葬場</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 町営墓地の適正管理 ■ 火葬場の適正管理 <p>5. 消防・救急・防災</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 消防体制の充実 ■ 火災予防の推進 ■ 救急体制の充実 ■ 防災体制の確立 ■ 防災関連施設・設備の充実 ■ 河川改修・整備の促進 ■ 治山対策の推進 <p>6. 防犯・交通安全</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 交通安全意識の高揚 ■ 交通安全運動の推進 ■ 防犯体制・活動の強化及び推進

◆後期基本計画

第1章	第2章
豊かで活力に満ちた 産業のまち	だれもが元気になる 健康・福祉のまち
<p>1. 農業</p> <ul style="list-style-type: none"> ■多様な農業担い手の育成・確保 ■農業生産基盤の整備 ■農業生産の効率化・省力化・低コスト化の支援 ■農村の所得向上 ■地産地消・食育の推進 <p>2. 林業</p> <ul style="list-style-type: none"> ■町有林生産基盤の整備と適正管理 ■民有林の整備体制の整備・充実 ■地域林業への理解促進 ■有害鳥獣対策の強化とジビエとしての活用 <p>3. 商工業・雇用対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ■商店周辺の景観づくり ■商工業経営の安定化・活性化の促進 ■商工会との連携強化 ■特産品開発等への支援 ■企業立地の促進 ■雇用対策の推進 <p>4. 観光</p> <ul style="list-style-type: none"> ■「産業観光推進グランドデザイン」の推進 ■地域観光・交流資源の活用 ■プロモーション活動の推進 ■広域観光体制の充実 <p>5. 消費者対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ■消費者保護の充実 ■消費者意識の高揚 	<p>1. 子育て支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ■保育サービス等の充実 ■地域における子育て支援サービスの充実 ■子育て世代包括支援センターの充実・活用 ■職業生活と家庭生活の両立の支援 ■子どもの安全の確保 ■要支援・保護児童へのきめ細やかな取組の推進 <p>2. 高齢者福祉・介護</p> <ul style="list-style-type: none"> ■高齢社会に対応したまちづくり ■高齢者の生きがいづくり ■高齢者福祉サービスの提供 ■介護保険サービスの提供 ■認知症対策の推進 <p>3. 障がい者福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ■自立に向けた地域生活支援の充実 ■相談支援と権利擁護の充実 ■障がい者に対する就労支援 ■子どもの成長と家庭の安心への支援 ■障害福祉サービス事業所等への支援体制の充実 <p>4. 地域福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ■福祉サービスを利用しやすい環境づくり ■地域福祉の担い手の育成 ■支え合い助け合う地域づくり ■バリアフリー化の推進 <p>5. 保健</p> <ul style="list-style-type: none"> ■保健事業の推進 ■健康管理体制の充実 <p>6. 医療</p> <ul style="list-style-type: none"> ■町立診療所の充実 ■保健福祉事業との連携推進 ■広域・救急医療体制の充実 <p>7. 社会保障</p> <ul style="list-style-type: none"> ■国民健康保険事業の健全運営 ■後期高齢者医療制度の健全運営 ■国民年金制度の啓発 ■低所得者福祉対策の推進

◆後期5年間の重点テーマ

重点テーマ1

「快適定住環境」のまちづくり

— 定住環境の向上と移住・定住の促進 —

★本町の最重要課題である人口減少の抑制を目指し、安全・安心な生活環境づくり、定住基盤となる住宅・宅地の提供、移住・定住支援をリードする施策を重点的に推進します。

重点テーマ2

「農」と「浦臼町ファン」を育むまちづくり

— 農業の振興と交流人口・関係人口の増加 —

★本町のまちづくりの中心である農業の振興と、交流人口・関係人口の増加を目指し、農業の維持及び新たな展開、観光機能の強化、浦臼町のファンづくりをリードする施策を重点的に推進します。

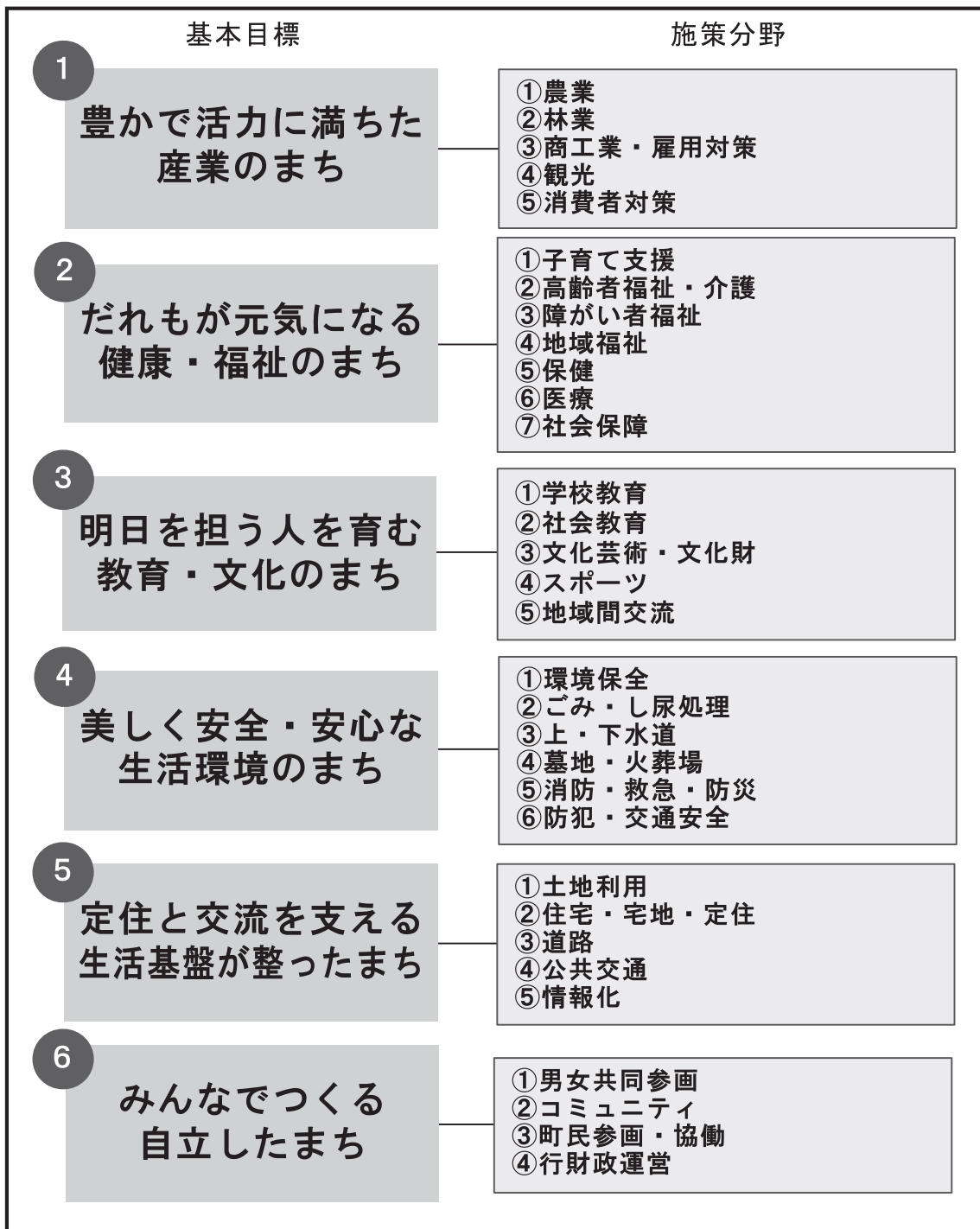
重点テーマ3

「子ども」が輝くまちづくり

— 子育て・保育・教育環境の充実 —

★子どもが一人でも多く生まれ、健やかに育ち、明日の本町の力・財産として成長していくことができるよう、子育て・保育環境の充実、教育環境の充実をリードする施策を重点的に推進します。

◇計画の体系



◆浦臼町の将来像と計画の体系

◇まちづくりの基本原則

1 『定住の地』として選ばれるまちづくり

人々の定住・移住につながる取組と情報の発信を積極的に行い、住み続けたいくなる、住んでみたいくなる、定住の地として選ばれるまちづくりを進めます。

2 『農と自然』とともに生きるまちづくり

農業をまちづくりの中心に据え、豊かで活気に満ちたまちづくりを進めるとともに、環境保全と安全性を重視した、豊かな自然と共生するまちづくりを進めます。

3 『人と人の絆』を守り育てるまちづくり

人と人、町民と行政との絆やつながりを大切に守り育て、多くの人々がお互いに支え合い、助け合い、協働するまちづくりを進めます。

◇将来像

すべての分野にわたって、豊かな自然や特色ある農業をはじめとする本町の特性・資源を最大限に生かしながら、『定住の地』として選ばれるまちづくり、『農と自然』とともに生きるまちづくり、『人と人の絆』を守り育てるまちづくりを進め、すべての町民が住み続けたいくなる、訪れた人が住んでみたいくなる、空知の中央にキラリと光る小さくても夢と希望は大きなまちを創造していくという想いを込め、将来像を次のとおり定めます。

人と農と自然が結び合う 空知の夢大地・浦臼町

— 住み続けたいくなる、住んでみたいくなるまちへの挑戦 —

◆「第4次浦臼町総合振興計画後期基本計画」 とは

◇計画の役割

浦臼町民みんなのまちづくりの共通目標

町民にとっては、今後のまちづくりの方向性やそのために必要な施策・事業を行政と共有し、まちづくりに主体的に参画・協働するための共通目標となるものです。

浦臼町の持続的発展に向けた経営指針・主張

町行政にとっては、新たな時代の浦臼町をつくり上げ、持続的に発展していくための総合的な経営指針となるとともに、国や北海道、周辺自治体に対し、浦臼町の主張を示すものです。

◇計画の構成と期間

後期基本計画

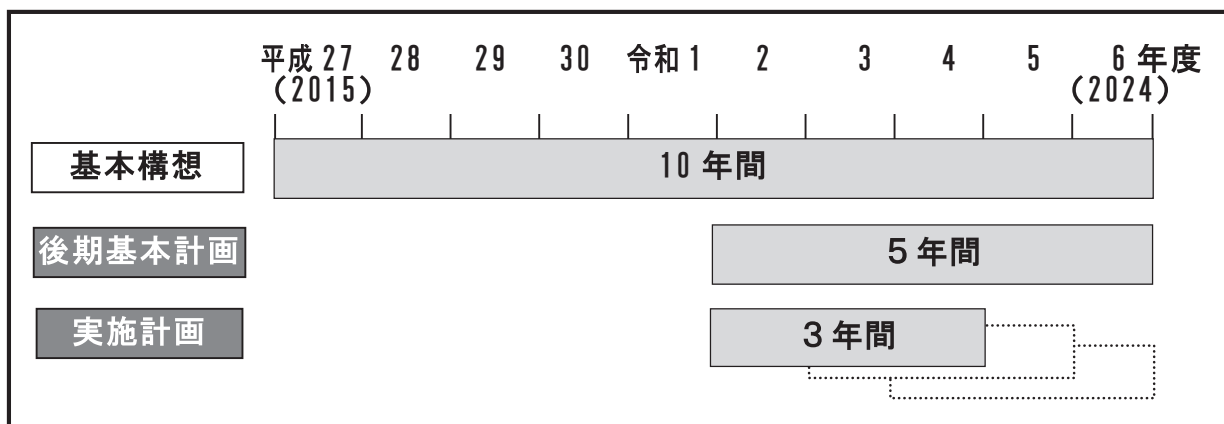
後期基本計画は、基本構想に基づき、また、前期基本計画の達成状況や新たな時代潮流などを踏まえ、今後推進する主要施策等を示したものです。

計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

実施計画

実施計画は、後期基本計画に基づき、今後行う具体的な実施事業や財源、実施年度等を示したもので、別途策定します。

計画期間は、3年間とし、毎年度見直しを行います。



第4次浦臼町総合振興計画

うらうすチャレンジプラン

人と農と自然が結び合う 空知の夢大地・浦臼町

後期基本計画 【概要版】



令和2年11月

浦 臼 町

詳細版はホームページで公開しています。

<https://www.town.urausu.hokkaido.jp/gyousei/challenge.html>

